

資料 10-1 (日中系)	H21.9.29 (午前)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

## 強度行動障害者市単加算事業について

### 目 的 (要綱第1条)

強度行動障害児者の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成することにより、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

### 定 義 (要綱第2条)

#### ○指定知的障害者入所更生施設等

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）附則第 5 8 条第 1 項の規定により、なお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設のうち、同法附則第 5 2 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）に基づく指定知的障害者入所更生施設及び指定知的障害者入所授産施設をいう。

#### ○障害児施設

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく指定知的障害児施設及び指定第二種自閉症児施設をいう。

#### ○強度行動障害児者

多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表 1 の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が 2 0 点以上であると、障害者相談センター又は児童相談所により判定された者（国の強度行動障害児者特別支援加算及び強度行動障害特別処遇加算費（以下「国の加算」という。）の対象となる者を除く。）をいう。

#### ○行動障害者

多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に入所し、国の加算を受けていた強度行動障害者であって、次のいずれにも該当する者をいう。

- イ 別表1の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が10点以上20点未満であり、かつ、別表1の行動障害の内容の区分のうち、5点と認定された区分が1以上あると、障害者相談センターにより判定されたもの。
- ロ 指定知的障害者入所更生施設等に、現に入所している、又はこれから入所しようとするもの。

### 対象施設等の要件（要綱第3条及び第4条）

#### 対象施設

千葉県内において設置運営する指定知的障害者入所更生施設等及び障害児施設とする。

#### 対象施設等の要件

- (1) 月に1回以上従事する知的障害児者の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 通常必要な職員に加えて常勤の生活支援員又は児童指導員を1名以上（加算対象者が2名を超える場合は、2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）配置していること。
- (3) 心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。
- (4) 居室は原則として個室とすること。
- (5) 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合はこの限りでない。

### 助成額（要綱第9条）

#### (1) 知的障害者施設等

**対象者1人あたり日額4,810円**

#### (2) 障害児施設

**対象者1人あたり日額6,700円**

### 強度行動障害児者等の要件（要領2）

当該事業における強度行動障害児者等は、要綱第2条に規定する者であって、次の要件を満たすものとする。

支援計画が策定されており、それに基づいた支援が行われている、又はこれから行われること

### 強度行動障害児者等の判定（要領4）

#### （1）強度行動障害者及び行動障害者

強度行動障害者及び行動障害者の判定については次のとおりとする。

①障害者相談センターへの判定依頼は、対象者の支給決定を行った区（保健）福祉サービス課が行うものとする。

②障害者自立支援課は、千葉市強度行動障害加算事業実施要綱に定める承認を行った場合は、その旨を区（保健）福祉サービス課及び障害者相談センターへ連絡するものとする。

③障害者相談センターは、上記①又は②があった場合には、対象者が入所している施設又は対象者の支給決定を行った区（保健）福祉サービス課と連絡をとり、判定の手続きを開始するものとする。

#### （2）強度行動障害児

強度行動障害児の判定については次のとおりとする。

①児童相談所への判定依頼は、対象者を管轄する児童相談所あてに、対象者が入所している障害児施設が行うものとする。

②障害者自立支援課は、千葉市強度行動障害加算事業実施要綱に定める承認を行った場合は、その旨を児童相談所へ連絡するものとする。

③児童相談所は、上記①又は②があった場合には、対象者が入所している施設又は区（保健）福祉サービス課と連絡をとり、判定の手続きを開始するものとする。

## 判定結果（要領4）

### （1）判定書

障害者の判定書は、区（保健）福祉サービス課より施設へ交付する。  
障害児の判定書は、児童相談所より施設へ交付する。  
対象施設が障害者自立支援課に助成申請する場合は、この判定書（写）を添付すること。（最初の申請時のみ）

### （2）有効期限

当該事業において、障害者相談センター又は児童相談所により強度行動障害児者等と判定された場合、当該結果の有効期限は強度行動障害児者等の支給決定の有効期間までとする。  
ただし、措置児童にあっては、児童相談所が判定した日から3年を経過する日（3年間の有効期間）までとする。

## 実施時期（要綱附則）

平成21年4月1日より実施

### 注意！

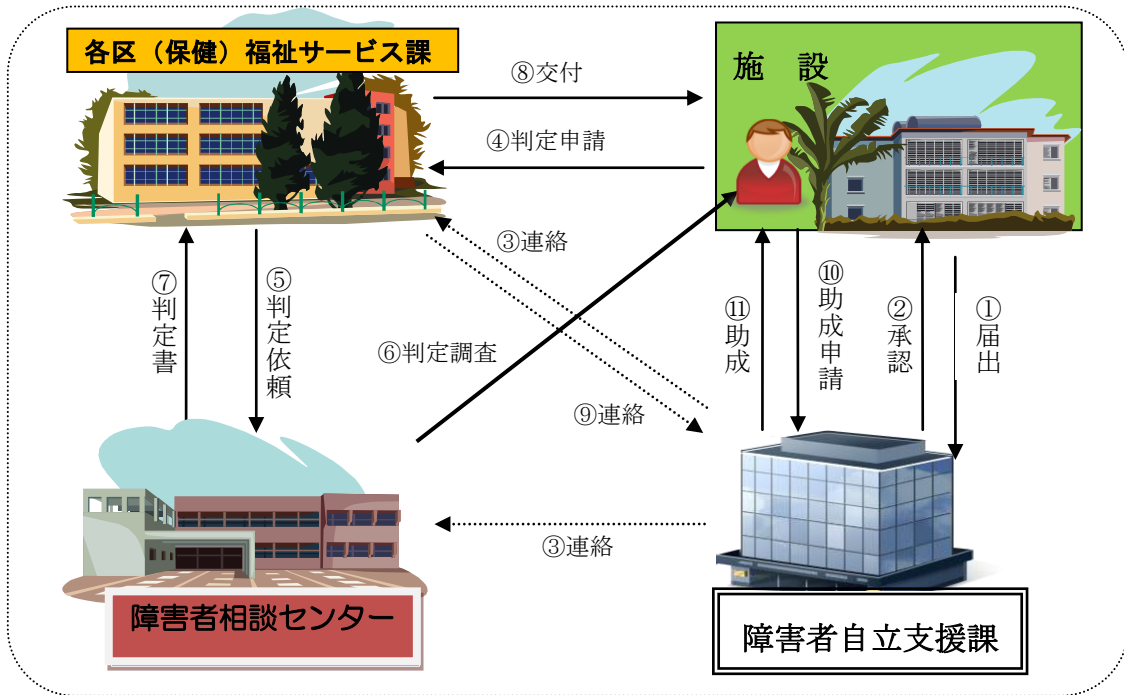
国の強度行動障害児者特別支援加算及び強度行動障害特別処遇加算費（以下「国の加算」という。）に該当する場合は、



**市単加算より国の加算を優先すること。**

## 強度行動障害市単加算事業の流れ

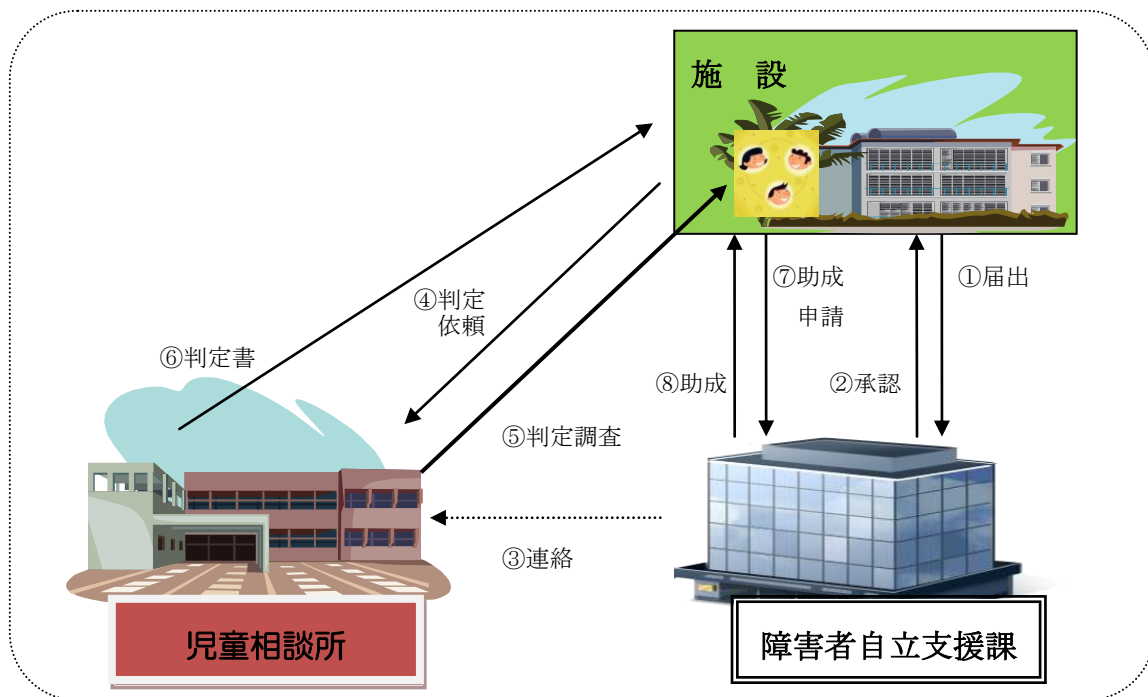
〔障害者〕



### 【流れの概要】

- ① 施設より障害者自立支援課へ実施の届出  
【要綱第5条】(様式第1号)
- ② 障害者自立支援課より施設へ承認の通知  
【要綱第6条】(様式第2号)
- ③ 障害者自立支援課より、障害者相談センター及び各区(保健)福祉サービス課へ承認した旨を連絡
- ④ 施設より各区(保健)福祉サービス課へ判定申請
- ⑤ 各区(保健)福祉サービス課より障害者相談センターへ判定依頼
- ⑥ 障害者相談センターは、調査を行う
- ⑦ 障害者相談センターより各区(保健)福祉サービス課へ判定書を送付
- ⑧ 各区(保健)福祉サービス課より施設へ判定書を交付
- ⑨ 各区(保健)福祉サービス課より障害者自立支援課へ判定書を交付した旨を連絡
- ⑩ 施設は、判定書(写)を添えて、障害者自立支援課へ助成金の申請  
【要綱第10条】(様式第5号)
- ⑪ 障害者自立支援課は、施設へ通知し助成金を支払う  
【要綱第11条】(様式第6号)

〔障害児〕



【流れの概要】

- ① 施設より障害者自立支援課へ実施の届出  
【要綱第5条】(様式第1号)
- ② 障害者自立支援課より施設へ承認の通知  
【要綱第6条】(様式第2号)
- ③ 障害者自立支援課より児童相談所へ承認した旨を連絡
- ④ 施設より児童相談所へ判定依頼
- ⑤ 児童相談所は、調査を行う
- ⑥ 児童相談所より施設へ判定書を交付
- ⑦ 施設は、判定書(写)を添えて、障害者自立支援課へ助成金の申請  
【要綱第10条】(様式第5号)
- ⑧ 障害者自立支援課は、施設へ通知し助成金を支払う  
【要綱第11条】(様式第6号)

別表 1

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為（強度の自傷行為）	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為（強度の他害行為）	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動（食事に関する強度の障害）	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動（著しい騒がしさ）	ほぼ毎日	1日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難